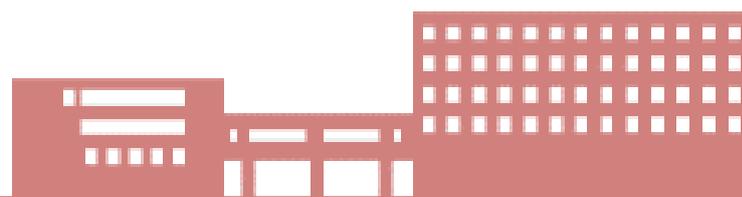


# 和光市災害廃棄物処理計画 【概要版】

令和5(2023)年3月  
和光市



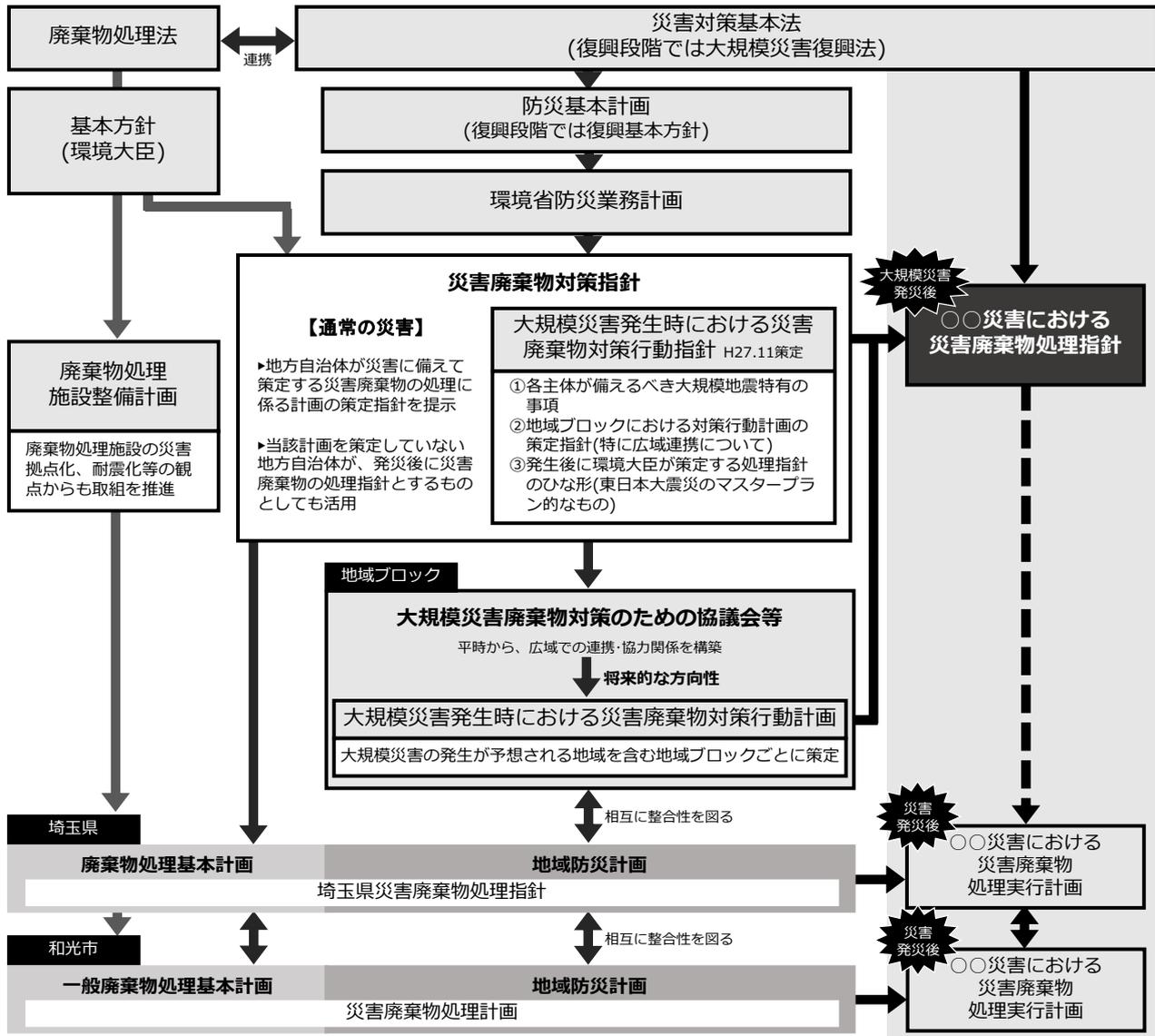
# 1. 総則

## 1) 計画の背景と目的

和光市（以下、「本市」という。）では、災害廃棄物処理に関し、発災後、直ちに必要に迫られる「仮置場」、「分別」、「広報」等の初期対応について、令和2年3月に暫定版として「和光市災害廃棄物処理計画（初期対応版）」を策定した。今回は、将来において、本市が地震や台風等の災害に直面した場合に、災害により発生した廃棄物の処理を迅速かつ円滑に実施し、速やかな復旧・復興を進めるため、災害廃棄物に関して予測される事態への対応策、災害廃棄物処理の手順をあらかじめ定めるとともに、災害発生に備えて平時から取り組んでおくべき事項を整理した「和光市災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、本市の災害対応力の向上に資するものとする。

## 2) 本計画の位置付け

本計画は、「和光市災害廃棄物処理計画（初期対応版）」（以下、「初期対応版」という。）に、より詳細な内容を追補するものである。なお、国の「災害廃棄物対策指針」及び「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画」並びに「埼玉県災害廃棄物処理指針」に基づき、かつ「和光市地域防災計画」との整合を図って策定する。



[参考] 「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月、環境省）を参考に作成

## 2. 本計画の基本的事項

### 1) 被害想定

#### (1) 地震

地震の対象災害は、「和光市地域防災計画」(平成31年3月)で想定している「東京湾北部地震」(マグニチュード7.3)、「立川断層帯による地震」(マグニチュード7.4)、「和光市直下の地震」(マグニチュード7.1)のうち、災害被害規模が最大と見込まれる「東京湾北部地震」とする。「東京湾北部地震」の被害想定を以下に示す。

- ・震度6弱～6強(新倉、下新倉、本町、広沢地域で震度6強、その他は震度6弱と予測されおり、液状化危険度は、新倉、下新倉、白子の低地で荒川、新河岸川、白子川沿いが危険度が高い。)
- ・避難者数21,948人(建物被害による全避難者/冬18時(風速8m))※1
- ・避難所数40箇所(うち7箇所は福祉避難所)※2
- ・帰宅困難者数11,284人※1

※1 和光市地震被害想定調査(平成27年3月)

※2 和光市地域防災計画(平成31年3月)VI資料編 和光市避難所一覧表(資料-163)

#### (2) 風水害

風水害の対象災害は、「和光市地域防災計画」(平成31年3月)で想定している「荒川氾濫による洪水」とし、被害想定を以下に示す。

- ・荒川流域3日間総雨量632mm、入間川流域3日間総雨量740mm※1
- ・床上浸水2,505世帯、床下浸水155世帯※2
- ・荒川、新河岸川及び白子川沿いの低地と、越戸川と谷中川の合流地点のほとんどが浸水するおそれがある。特に、新倉、下新倉、白子3丁目の低地では、5m以上の浸水深となるおそれがある。

※1 「埼玉県災害廃棄物処理指針(平成29年3月)」p.4による数値

※2 「埼玉県災害廃棄物処理指針(平成29年3月)」による災害廃棄物発生量推計結果を基に、「災害廃棄物対策指針(平成26年3月環境省)」による発生原単位(床上浸水4.60トン/世帯、床下浸水0.62トン/世帯)を用いて算出したもの。

### 2) 処理方針

#### 基本方針1 平時の備えと迅速な初動

災害時の分別ルールや排出方法、支援先との関係構築など、平時の備えを万全に整え、迅速な初動体制が取れるように努める。

#### 基本方針2 作業の安全確保

災害廃棄物処理には他市からの応援やボランティア等、多くの人が関わる可能性があるため、作業の安全確保を徹底する。

#### 基本方針3 分別の徹底と資源化の推進

スムーズに一次処理を実施するため、ルールに基づいた分別と仮置場への排出を徹底するとともに、排出された災害廃棄物は極力資源化を行う。

#### 基本方針4 処理施設の確保と広域処理

清掃センター(広域化後はごみ広域処理施設)における処理が継続できるよう、平時から施設の強靱化を確保するとともに、県の指導に基づき広域処理体制を構築する。

仮置場等の土地は汚染しないように使用し、適切に原状回復を行う。また、処理の過程で粉じんや火災が発生しないよう、日々の維持管理を徹底する。

### 3. 災害廃棄物に係る情報及び体制

#### 1) 市民への情報提供

市民への情報発信においては、被害状況に応じて、掲示板への貼り出し、報道発表、広報車、防災行政無線、回覧板、自治会や避難所等での説明会等あらゆる手段・媒体を活用し、発災後の時期区分に応じて適切な情報を発信する。また、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、災害廃棄物の排出方法や排出ルール等（分別方法、便乗ごみの排出禁止）、仮置場の設置・運営等の情報について、早期に分かりやすく発信することが重要である。さらに、高齢者や障害者、外国人などにもわかりやすく情報が伝わるよう留意する。

時系列での情報提供の手段と以下に示す。

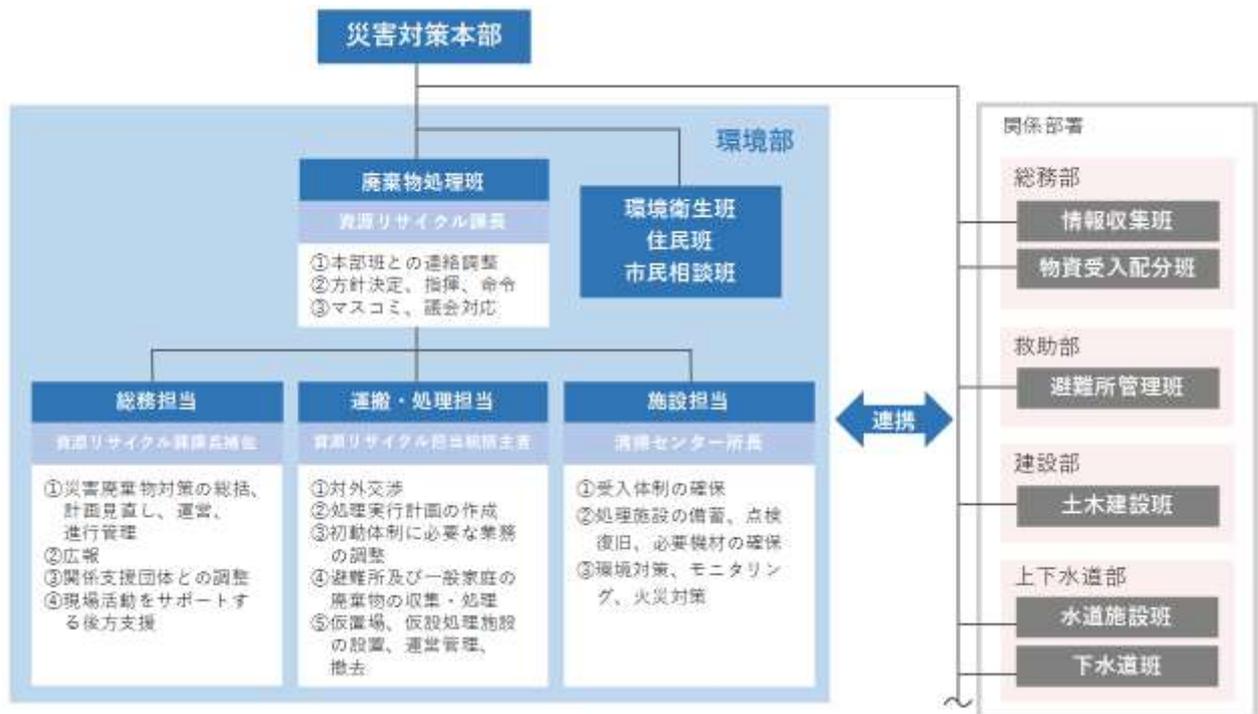
		初動期 (～数日間)	応急対応期 (～3ヶ月程度)	復旧・復興期 (最長でも3年以内)
情報提供の手段		防災行政無線・広報車		
		公共施設・避難所等の掲示板、説明	回覧・説明会	
		ホームページ		
		報道発表（適宜）		
情報提供 する 内容	問合せ先	各種問合せ・相談窓口の案内		
	収集に関する事項	収集頻度等		
	排出に関するルール等		排出（分別）方法	
	仮置場設置・運営状況		場所、期間、持込み方法等	
	廃自動車等の確認		所有者確認、場所、手続き等	
	被災家屋の取り扱い		対象物件、期間、手続き等	
	思い出の品等の返却		対象物件、期間、手続き等	
	災害廃棄物処理実行計画		処理フロー、処理方法等	
	処理の進捗状況		処理の進捗状況、今後の見込み	

## 2) 災害廃棄物処理体制

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は「和光市災害対策本部」※1を設置し、これと各機関の防災組織をもって応急対策活動を実施する。災害廃棄物処理は「環境部」の所掌となる。

発災後は、災害廃棄物の処理だけでなく、生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理や住民からの問い合わせ対応など、一度に膨大な量の業務が発生するため、これらの業務に計画的に対応していくため、災害対策本部の下に、応急的に以下の組織体制を早期に構築し、対応を図るものとする。また、必要に応じて庁内各所からの応援人員を確保するとともに、さらに人員が不足する場合には、近隣市町村及び埼玉県への応援要請も検討する。なお、復旧・復興時には、その度合いに応じて、体制を見直すものとする。

また、「和光市防災会議」を設置し、市域にわたる災害情報の収集や災害応急対策及び災害復旧に関する関係機関相互の連絡調整を実施する。



## 4. 災害廃棄物対策

### 1) 災害廃棄物処理の全体像

「埼玉県災害廃棄物処理指針」では、災害廃棄物処理の対応を、次のとおり初動期、応急対応期、復旧・復興期に分けて整理している。



## 2) 災害廃棄物発生量の推計

### (1) 地震

「東京湾北部地震」発生時における災害廃棄物発生量見込みの内訳を、以下に示す。

区分\項目	被害量 (棟) <sup>※1</sup>	災害 廃棄物量 (t) <sup>※2</sup>	種類別内訳(t) <sup>※1</sup>				
			可燃物 <sup>※3</sup>	不燃物	コンクリ ートがら	金属	柱角材
全壊	412	66,332	5,307	18,573	38,473	1,990	1,990
半壊	1,836	58,752	4,700	16,451	34,076	1,763	1,763
焼失(木造)	250	26,707	27	17,360	8,279	1,068	0
焼失(非木造)	550	74,304	74	14,861	56,471	2,972	0
計		226,095	10,108	67,244	137,299	7,793	3,753

※1 被害量(棟)は、「和光市地震被害想定調査(平成27年3月)」における被害予測結果による。焼失棟数は、上記被害予測結果において最も被害が多い「冬18時(風速8m)」の棟数(800棟)に、「統計わこう(H28年度版):住宅・土地統計調査(平成25年度)」のデータを基に算出した構造割合(木造:31.2%、非木造:68.8%)を乗じたもの。

※2 災害廃棄物量・種類別内訳は「埼玉県災害廃棄物処理指針(平成29年3月)」p.10による。

※3 可燃物は、自前のごみ処理施設で対応することを想定し、共同処理施設の整備に当たり、当該処理を見込んだ施設規模とする。

## (2) 風水害

「荒川氾濫による洪水」発生時における災害廃棄物発生量見込みの内訳を、以下に示す。

	被害量 (世帯) ※1	災害 廃棄物量 (t)※1	種類別内訳(t)※1								
			可燃物 ※2	不燃物	コンク リート がら	金属	柱角材	危険物 ・ 有害物	思い出 の品・ 貴重品	廃 家電類	土砂
床上 浸水	2,505	11,523	4,448	1,049	495	300	1,936	58	12	219	3,008
床下 浸水	155	96	37	9	4	2	16	0	0	2	25
計		11,619	4,485	1,057	500	302	1,952	58	12	221	3,033

※1 被害量(世帯)・災害廃棄物量・種類別内訳は、「埼玉県災害廃棄物処理指針(平成29年3月)」p.15、p.18による。

※2 可燃物は、自前のごみ処理施設で対応することを想定し、共同処理施設の整備に当たり、当該処理を見込んだ施設規模とする。

## 3) 仮置場

災害廃棄物の推計値から算出した一次仮置場必要面積は、以下のとおりである。

東京湾北部地震においては、災害廃棄物の一時的な保管場所である一次仮置場を少なくとも 61,000 m<sup>2</sup>程度以上、荒川氾濫による洪水では 5,600 m<sup>2</sup>程度以上を確保する必要がある。

項目	東京湾北部地震	荒川氾濫による洪水※3
保管量※1	150,798t	7,738t
必要面積※2(積上高 5.0m として)	60,716 m <sup>2</sup>	5,544 m <sup>2</sup>
必要面積※2(積上高 3.0m として)	101,194 m <sup>2</sup>	9,241 m <sup>2</sup>

※1 保管量＝災害廃棄物の発生量－年間処理量、年間処理量＝災害廃棄物の発生量／処理期間

※2 必要面積＝保管量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×(1+作業スペース割合)

見かけ比重：可燃物 0.4t/m<sup>3</sup>、不燃物 1.1t/m<sup>3</sup>

積み上げ高さ：5m、3m

作業スペース割合：1

※3 荒川氾濫による洪水の場合、「思い出の品・貴重品」12t を除く。

本市における一次仮置場候補地(優先候補地)をつぎのとおり抽出する。(一次仮置場候補地(2次候補地)は本編参照)

なお、すべての仮置場候補地を合計しても、仮置可能面積は 46,196 m<sup>2</sup> (18,395 m<sup>2</sup>+27,801 m<sup>2</sup>) しかなく、東京湾北部地震の場合は表 4.5.2 で求めた必要面積 (60,716~101,194 m<sup>2</sup>) を賅えない。「災害廃棄物処理実行計画」に基づき、搬入調整を行いながら、被災地域の情報に詳しい市民の代表者(自治会長等)とも連携し、新たな仮置場の確保に努めていく必要がある。

一次仮置場候補地一覧表（優先候補地）

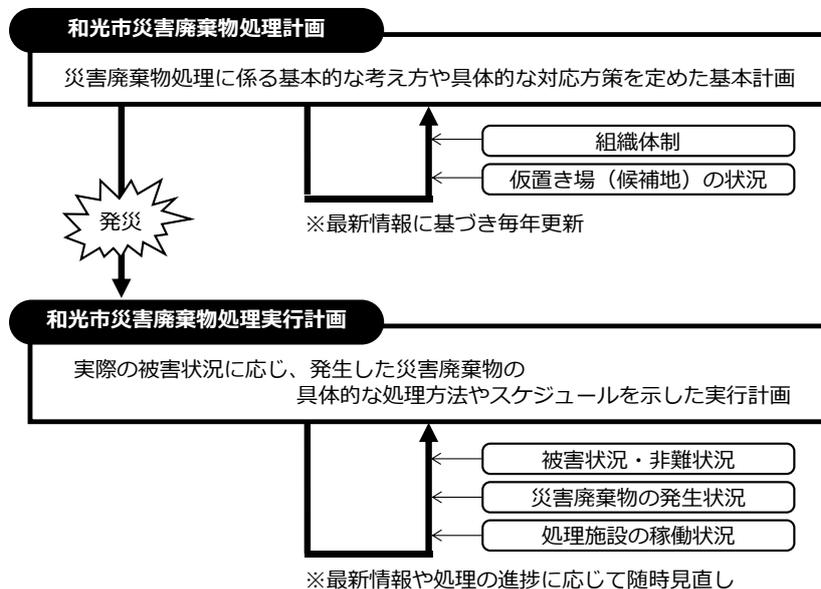
発災前の優先順位	候補地名	敷地面積 (㎡)	仮置可能面積 (㎡)	留意点
1	和光市運動場	21,975	15,383	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土と芝生</li> <li>・南保育園近隣</li> <li>・第3中学校隣</li> </ul>
2	花の木ゲートボール場・外環花の木広場	1,710	1,197	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土</li> <li>・外環自動車道側道から出入り</li> <li>・道路占用区域</li> <li>・外環高架下のため、仮置場使用前に安全性について点検の必要あり。</li> <li>・花ノ木ゲートボール場は車両出入口新設の必要あり。</li> </ul>
3	アグリパーク	2,593	1,815	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民農園として貸付け</li> <li>・第一種農地</li> <li>・浸水想定区域</li> </ul>
			18,395	

※和光市運動場については、災害廃棄物の仮置場として一時的に使用するが、仮設住宅用地としての用途もあるため、使用後は速やかに撤去し、現況復旧する。

【出典】和光市災害廃棄物処理計画（初期対応版）（令和2年3月）を元に見直し

## 5. その他事項

本計画は、常に最新情報に基づく基本的な方向性を示すため、組織体制や仮置き場の状況など必要事項を毎年点検し、必要があると認めるときは更新していく。



## 和光市災害廃棄物処理計画 概要版 令和5年3月

和光市市民環境部 環境課 資源リサイクル担当

TEL : 048-424-9153 FAX : 048-464-1192

Eメール : c0500@city.wako.lg.jp